

リフォームローン・エコ

令和6年12月4日現在

商 品 名	リフォームローン・エコ
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・満18歳以上最終返済日が満75歳未満となる方で安定した継続収入のある方・年金受給者は当金庫に年金受取口座があり、直前の受取実績がある場合に限りです。ただし、年金担保貸付制度を利用している場合は対象となりません。・しんきん保証基金の保証を受けられる方・資金を工事施工業者へ振込できる方・当金庫の営業地区内に居住または勤務しておられる方・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方
お 使 い み ち	<p>申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金にご利用いただけます。</p> <p>①次のエコ関連設備の購入・設置・修繕資金</p> <ul style="list-style-type: none">・太陽光発電システム・潜熱回収型ガス給湯器(通称エコジョーズ)・潜熱回収型石油給湯器(通称エコフィール)・CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(通称エコキュート)・ガスエンジン給湯器(通称エコウイル)・燃料電池コージェネレーションシステム(通称エネファーム)・家庭用蓄電池・家庭用太陽熱利用設備・地中熱利用システム <p>②申込人が①を用途として当庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>以下の資金は、①または②と合わせた申込みに限る</p> <p>③リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>④申込人が③を用途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>⑤申込人が、リフォームを行う物件の取得のために自信用金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上の履行遅滞が一度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>⑥リフォームに付随して必要となるインテリア等購入資金(①および③と合わせた申込で100万円まで)</p> <p>【対象となる自宅の要件】 申込人もしくはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの ※次のものは各種(仮)登記から除く</p> <ul style="list-style-type: none">・当金庫貸付(事業資金・住宅ローン等)にかかる抵当権および根抵当権・他行住宅ローンにかかる抵当権(他行住宅ローンとは、自宅取得にかかる金融機関、生命保険会社、損害保険会社、地方自治体、住宅金融支援機構・年金等の公的融資、申込人の勤務先または共済組合から借り入れた住宅ローン)
必 要 書 類	エコ関連設備の購入・設置資金であることの確認書類(資金①の購入、設置が確認できる書類)
ご 融 資 金 額	1,000万円以内(1万円単位)
ご 利 用 期 間	3ヶ月以上15年以内
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none">・毎月元利金均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただしボーナス返済部分の元金はご融資額の50%以内とします。・利率の見直しが生じた場合は、返済額を変更することとし、新返済額はご融資利率、

	残存元金、残存期間に基づいて算出いたします。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・「変動金利型」 当初のご融資利率については、当金庫の「新長期プライムレート」を基準とします。また、ご融資後の利率については4月1日および10月1日現在の「新長期プライムレート」を基準として、年2回見直しを行います。 ・「固定金利型」 期間5年以内とし、期間5年超については変動金利型の取扱いとなります。 ・「金利引下げ制度」 お取引やエコリフォームを対象として金利を引下げしていますので窓口でお問い合わせください。
保証人 保証会社 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・原則不要。なお保証会社が必要と認めた場合には保証人を徴求することがあります。 ・一般社団法人しんきん保証基金 ・保証料は利息に含まれます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・一部繰上返済5,500円（消費税込）、全額繰上返済11,000円（消費税込） （ただし残高100万円未満は無料）
苦情処理措置 紛争解決措置	<p><苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話0766-74-4101）にお申し出ください。</p> <p><紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話076-421-4811）金沢弁護士会（電話076-221-0242）、福井弁護士会（電話0776-23-52551-）、東京弁護士会（電話03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込に際しては、事前に審査があり、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、窓口でお問合せください。